



子高第 980 号
令和 2 年 11 月 20 日

高齢者施設施設長
介護保険サービス事業所管理者 殿

沖縄県子ども生活福祉部
高齢者福祉介護課長
(公印省略)

沖縄県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）について（周知）

沖縄県内の高齢者施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染者が増加傾向にあり、県内全域において、更に拡大されることが懸念されております。

令和 2 年度に国の 2 次補正予算により、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）が措置され、沖縄県においても、介護慰労金や感染症対策等支援に関する補助金の交付を行っているところですが、改めて本交付金について周知するとともに、介護サービス事業所等を通じた職員等への介護慰労金の支給に御理解と御協力をお願いします。

記

沖縄県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）

①介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

②感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業などの補助事業

※申請方法や基準額など詳細については、以下の沖縄県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/shido/shingatakorona-virushoukatstushien.html>

【本事業に関するお問い合わせ先】

沖縄県介護慰労金・支援金給付チーム 電話番号：098-894-8309

1 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の申請期間について

1) 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

申請期間を以下のとおり延長します。

変更前：令和 2 年 11 月末 ⇒ 変更後：令和 3 年 1 月末

2) 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業などの補助事業

国保連申請・県申請ともに、申請期限を令和 3 年 2 月末までとご案内しているところですが、実績報告書の提出期限が令和 3 年 3 月末までとなっており、申請から支払いまで時間を要するため、出来る限り令和 3 年 1 月末までに申請して頂くようお願いします。

※すでに県に直接申請を行っている法人については、現在審査中のため、今しばらくお待ち下さい。

2 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給に係る御協力をお願い

厚生労働省により、「介護事業所・施設等における慰労金支給に係る協力依頼」が関係団体等へ通知され、本事業へのご協力をお願いしているところです。

本事業では、慰労金を迅速に給付するため、介護事業所・施設等を通じた一括申請をお願いしています。一括申請で対応出来なかった職員についても、個人が申請することで慰労金を受給できます。個人申請書に「勤務先の証明」が必要ですので御対応をお願いします。

職員や派遣労働者、業務受託の従事者等、対象となる方々に慰労金が確実に届けられるよう、本事業への御理解・御協力のほどお願いいたします。

担当：高齢者福祉介護課
電話：098-866-2214